

■市税・使用料等の納め忘れはありませんか？

市では、10月から12月までを「滞納整理特別強化月間」として、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。

すでに納期が経過して未納となっている税金等には、延滞金が増算されます。納付または連絡のない方は、

《税金等の種類》

- ① 市税
- ② 国民健康保険税
- ③ 介護保険料
- ④ 後期高齢者医療保険料
- ⑤ 保育料
- ⑥ 学童保育料
- ⑦ 学校給食費
- ⑧ 市営住宅使用料
- ⑨ 市営住宅駐車場使用料
- ⑩ 土地貸付料
- ⑪ 建物貸付料
- ⑫ し尿処理手数料

なお、病気や失業など、特別な事情がある方はご相談ください。

■平日に納税相談ができない方は…

休日でも納税相談を行いますので、事前にご連絡ください。

■口座振替が便利です

口座振替の申し込みは、通帳と印鑑を持参し、ご利用の金融機関または市税務課にお申し出ください。

■問い合わせ

市税等(①②)は…
市税務課納税・管理グループ
☎23・6395

使用料等(③④⑫)は…
市税務課税外グループ
☎23・6396

■水道検針票に広告を掲載しませんか？

市では、水道検針票(使用水量・料金等のお知らせ)の裏面に掲載する企業等の宣伝広告を募集します。

この検針票は、毎月の水道メーター検針時に使用水量や料金などをお知らせするもので、水道契約のある全てのご家庭等に配付しています。ご利用しやすい料金を設定しており、大きな宣伝効果が期待できます。ぜひ、ご活用ください。

ます。事前にお問い合わせください。

■掲載位置

検針票裏面の3枚

■サイズ、カラー

縦3・1センチ×横5・8センチ、モノクロ印刷

■金額

1枠につき年間7万円

■申し込み期限

令和4年1月11日(火)

※応募多数の場合は抽選となる場合があります。

■問い合わせ

市水道料金課庶務グループ
☎23・6553

水道検針票(裏面)の広告掲載位置例



■命のバトン事業のご案内

市では、ご高齢の方が救命措置を受ける際に、迅速かつ適切な救命活動を行えるようにするため、「命のバトン事業」を実施しています。

この事業は、緊急連絡先や服薬内容などを記入したシートを「命のバトン」に入れ、ご自宅の冷蔵庫などに保管していただくことで、万が一救急搬送が必要になった場合、救急隊員がその情報を活用し、救急活動を行うものです。

迅速な措置を行うことで、要介護状態になることを未然に防ぐことができる場合もありますので、ぜひこの機会にご活用ください。

■対象者

- ・65歳以上の一人暮らし世帯(日中独居となる方も対象)
- ・65歳以上のみの世帯

■配付内容

- ① 救急情報シート
 - ② ステッカー(玄関貼付用シール、冷蔵庫貼付用マグネット)
 - ③ 保管容器(命のバトン)
- ※料金はかかりません。

申請方法/市長寿あんしん課へ直接お越しいただくか、電話でご連絡ください。

■問い合わせ

市長寿あんしん課介護高齢グループ
☎23・6458



緊急連絡先や服薬内容などを記入したシートを入れる「命のバトン」

■自動車税(種別割)の滞納整理を強化しています

北海道では、納期限を過ぎても納税の相談がなかったり、納税誓約が守られていない自動車税(種別割)の滞納者に対して、預貯金や給与の差押えを強化しています。

納税が困難な場合は、滞納したまま放置せず、まずはご連絡ください。

■問い合わせ

宗谷総合振興局税務課納税係
☎33・2520

自衛官等採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所では、令和4年3月・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

種目 (受験年齢)	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 (推薦) (18~33歳未満)	3か月後自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務又は民間就職希望者は、一定期間の勤務で様々な就職援護施策等を受けることができます。	受付時にお知らせします。	随時
陸上自衛隊 高等工学校生徒 (一般) (15~17歳未満)	中学校卒業生(見込含む)の男子が対象。約3年間は、防衛省職員(非自衛官)となり、3学年終了時に自衛官に任官します。	1次試験 令和4年 1月22日(土)・ 23日(日)	令和4年 1月14日 (金)まで

申し込み・問い合わせ

・自衛隊稚内地域事務所 ☎23 - 2721
・市総務防災課総務・統計グループ ☎23 - 6235

悪質な滞納は許しません!
(水道料金特別徴収強化月間について)

水道企業室では、12月から2月までを「水道料金特別徴収強化月間」と定めて、徴収体制を強化します。

期間中は、夜間の電話による催告や、身分証明書を携帯した徴収員の訪問など、水道料金徴収の取り組みを強化し、より一層厳しい姿勢で臨みます。

これまででも、未納を繰り返す世帯には早期の折衝に取り組んでおり、悪質な滞納者に対しては「給水停止処分」を行っていますが、冬期間においても処分の執行を進めていきます。

なお、水道企業室では、水道料金の納入相談を受け付けていますが、強化月間中の毎週火曜日(祝日、年末年始を除く)については、午後7時まで夜間相談窓口を設けています。

また、口座振替の残高不足などによる水道料金の納入忘れがあった場合は、随時、納入状況の確認や納付書の再発行、口座再振替の対応ができますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ/市水道料金課料金グループ ☎23 - 6514